

富士川町告示第 77 号

納税通知書が送達できない者の告示

下記に記載の者の令和 8 年度固定資産税第 1 期及び第 2 期督促状は、納税義務者の住所並びに居所が不明なため、送達できないので、地方税法第 20 条の 2 及び富士川町税条例第 18 条の規定により告示する。

なお、送達を受けるべき者の納税通知書は、富士川町税務課に保管してあるので、申し出により交付する。

記

納税通知書番号

2 3 6 8 0 4 8

2 2 0 1 6 5 5

2 4 5 2 4 5 8

納税義務者名

有限会社 南アルプス連峰マイタケ

株式会社 治建設工業

株式会社 須藤工業不動産部

令和 8 年 9 月 18 日

富士川町長

望月 利樹



2026/10/06